

平成28年2月17日

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画
の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について

(平成25年10月9日付け付議第2号)

(連絡先)

電波監理審議会事務局

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

付議担当課

総務省総合通信基盤局移動通信課

(東川課長補佐、黒川係長)

電話：03-5253-5893

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の 開設計画の認定に関する処分に対する異議申立てについての 決定案について

1 決定案の対象となる異議申立て

異議申立人	付議番号	付議年月日
Wireless City Planning 株式会社	平成 25 年付議第 2 号	平成 25 年 10 月 9 日

2 異議申立ての概要

平成 25 年 5 月 24 日、総務大臣により、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計針（以下「開設計針」という。）が告示され、2.5GHz 帯のうち、2625MHz を超え 2650MHz 以下の周波数の割当てが行われることになり、開設計針に基づき、平成 25 年 6 月 24 日、Wireless City Planning 株式会社（以下「WCP 社」という。）及び UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ 社」という。）の 2 社が総務大臣に開設計画の認定の申請を行った。

総務大臣は、電波法第 27 条の 13 第 4 項及び開設計針第 6 項第 4 号の規定に基づいて開設計画を審査し、競願時第 2 審査基準 A～G の適合の度合いについて、UQ 社の合計点が 3 点、WCP 社の合計点が 1 点となり（別紙参照）、第 1 順位が UQ 社申請、第 2 順位が WCP 社申請となる旨判断した。そして、UQ 社開設計画の希望周波数の帯域幅が 20MHz であったため、UQ 社開設計画を認定し、WCP 社開設計画の認定を拒否する旨判断した。

総務大臣は、平成 25 年 7 月 29 日付けで、UQ 社の開設計画を認定（以下「本件認定」という。）するとともに、WCP 社の開設計画について認定を拒否する旨の通知（以下「本件拒否処分」という。）を行った。これを受けて、本件認定及び本件拒否処分を取り消す旨の決定を求めるとして、WCP 社から同年 9 月 13 日付けで総務大臣に対して異議申立てがあり、同年 10 月 9 日付けで当審議会に付議されたものである。

3 議決した決定案の概要（議決した日：平成 28 年 2 月 17 日）

一 主文

本件異議申立てをいずれも棄却する。

二 理由

ア 本件の判断のあり方について

- ・開設計画に具体的な記載がないまたは記載が不足する場合でも、当業者（関連する技術分野の通常の知識、知見を有する者）が当然有している知識・知見を前提として審査をすべきか。

WCP社開設計画には、具体的に明確な説明がない、または説明が不足しているところ、これをWCP社が主張するところの当業者が当然有している知識、知見という曖昧なもので補足・補充をして読むことはできない。

イ 競願時第2審査基準B及び同Gの審査について

(1) 屋内エリア化の対応の観点

- (ア) WCP社の屋外基地局からのビームフォーミングを評価しなかったことは誤りか。

屋外基地局からのビームフォーミングが屋内エリア化にどのように有効なのか、具体的な説明は見当たらない。屋内エリア化の観点から評価することはできない。

- (イ) WCP社の屋内基地局からのビームフォーミングを過小評価しているか。

屋内基地局からのビームフォーミングは評価できるものである。このことは総務大臣の審査判断の経緯を説明した資料にも記載されている。

- (ウ) WCP社のSFN機能を評価しなかったことは誤りか。

SFN技術は屋内用小型基地局に用いるものと解される。しかしながら、屋内エリア化の対応において屋内用小型基地局の具体的な設置計画に関する説明は見当たらない。従って、屋内エリア化の観点から、SFN技術を評価することはできない。

- (エ) WCP社のマイクロセル方式を評価しなかったことは誤りか。

マイクロセル方式についても、屋内エリア化にどのように資するのかといった説明は見当たらない。従って、屋内エリア化の観点から、マイクロセル方式を評価することはできない。

- (オ) UQ社の屋内基地局の設置箇所に関する計画を評価したことは誤りか。

UQ社開設計画には、屋内エリア化の対応について、計画の方針や内容が十分な具体性をもって明確に記載されている。

基地局の詳細な設置対象リストについても添付されており、これに

より計画がより具体的、充実したものとなっており、これを評価したことが不当であるとはいえない。

(カ) UQ社の全新幹線トンネル内エリア化を評価したことは誤りか。

新幹線トンネルのエリア化についても、対策年度、局数も具体的に記載されているほか、実証実験の実施も記載されており、これを評価したことが不当であるとはいえない。

(キ) UQ社のフェムトセル基地局設置台数を過大評価しているか。

フェムトセル基地局についても、どのような屋内の場所に用いるのか、また、設置場所候補の選定状況、設置場所の確保、設置局数についても記載されており、これを評価したことが不当であるとはいえない。

(2) 高速化技術の導入の観点

・ 審査において、高速化技術を利用できるエリアの広さ及び導入時期を考慮しなかったことは誤りか。

高速化技術の導入においては、エリアの広さ、技術の導入時期を定量的に評価するものではないから、両者は同等であると評価したことは、不当な判断とはいえない。

(3) その他技術の導入の観点

(ア) WCP社の屋外基地局からのビームフォーミングを評価しなかったことは誤りか。

屋外基地局からのビームフォーミングが電波の能率的な利用の確保にどのように資するのか、具体的な説明は見当たらないことから、電波の能率的な利用の確保の観点から評価することはできない。

(イ) WCP社の8本アンテナ基地局を評価しなかったことは誤りか。

8本アンテナ基地局については、基地局の検討、開発、評価/検証、導入の時期が記載されているものの、説明は見当たらない。8本アンテナ基地局を電波の能率的な利用の確保に資する技術であると評価することはできない。

(ウ) UQ社のハンドオーバー時の品質向上技術、アクセス制御技術及びデータ同時配信技術(eMBMS)を評価したことは誤りか。

アクセス制御技術、ハンドオーバー時の品質向上技術、eMBMSについて、具体的に目的、技術の有効性や導入時期について記載されている。これらの技術を評価したことが不当であるとはいえない。

(エ) 指定済周波数におけるその他技術の導入時期を考慮しなかったことは誤りか。

その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入においても、高速化技術の導入と同様、技術の導入時期を定量的に評価するものではない。

本件認定及び本件拒否処分が競願時第2審査基準B及び同Gについて、UQ社開設計画が優位であると評価したことは相当である。

ウ 競願時第2審査基準Eの審査について

- ・ 指摘済周波数の利用の逼迫は、過去の一時点のみでなく、将来の合理的な予測も踏まえて判断すべきものか。

直近の平成24年度末時点での契約数/周波数幅の値は、UQ社の割合が大きい。従って、競願時第2審査基準Eについては、UQ社に1点を加点すべきことになる。本件審査にあたって将来の予測を考慮するものではない。また、判断の基準時以降の事情によって、遡って競願時第2審査基準Eの適合性の判断が変わることはない。

エ 競願時第2審査基準Aから同Gまでの配点について

本件認定及び本件拒否処分の判断のとおり、WCP社開設計画及びUQ社開設計画いずれも競願時第2審査基準A、同D及び同Fの配点はなく、同B、同E及び同GはUQ社開設計画に各1点を付与し、同CはWCP社開設計画に1点を付与することになり、本開設指針に基づく第1順位はUQ社開設計画となり、WCP社開設計画は第2順位となる。その結果、第1順位のUQ社に同社希望の20MHz幅の周波数を指定して同社の申請を認定し、第2順位のWCP社の申請は認定拒否となる。

別紙 総務大臣による競願時第2審査基準の審査結果

審査事項		UQ社	WCP社
基準A	高度 BWA 基地局の人口カバー率がより大きいこと	—	—
基準B	屋内エリア化及び高速化技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること	1点	—
基準C	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること	—	1点
基準D	多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること	—	—
基準E	指定済周波数を有していないこと又は指定済周波数幅に対する契約数の割合がより大きいこと	1点	—
基準F	指定済周波数における人口カバー率がより大きいこと	—	—
基準G	指定済周波数における屋内エリア化及び高速化技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること	1点	—
合計		3点	1点

平成28年2月17日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の
予備免許について
(平成28年2月17日 諮問第3号)

[東海・北陸広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(石丸課長補佐、榊原係長)

電話：03-5253-5793

**99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する
移動受信用地上基幹放送局の予備免許について
～東海・北陸広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許～**

平成28年2月17日
情報流通行政局

背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯域の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(以下「V-Lowマルチメディア放送」という。)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月にV-Lowマルチメディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、昨年6月に九州・沖縄広域圏、7月に関東・甲信越広域圏、10月に近畿広域圏の親局予備免許をそれぞれ交付したところ。
- 今般、株式会社VIPから、東海・北陸広域圏について、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項の規定に基づき、無線局(親局)開設の申請がなされたもの。
- 審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条1項の規定に基づき予備免許を与えることとしたい。

〔これまでの経緯〕

平成25年 9月	「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表
平成25年12月	制度整備(改正省令等公布・施行)
平成26年 7月	株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定(「関東・甲信越」、「九州・沖縄」、「近畿」、「東北」、「東海・北陸」及び「中国・四国」の各広域圏並びに「北海道」)
平成27年 6月	V-Low福岡局(九州・沖縄広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許
平成27年 7月	V-Low東京局(関東・甲信越広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許
平成27年10月	V-Low大阪局(近畿広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許

申請の概要

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) 申請者 | 株式会社VIP(代表取締役社長 仁平 成彦) |
| (2) 無線局の名称 | V-Low名古屋(東海・北陸広域圏V-Lowマルチメディア放送親局) |
| (3) 運用開始の予定期日 | 予備免許の日から6月以内の日 |
| (4) 希望する周波数及び空中線電力 | 99MHzから103.5MHzまで 10kW |
| (5) 無線設備の設置場所 | 送信所:三重県桑名市、演奏所:愛知県名古屋市 |

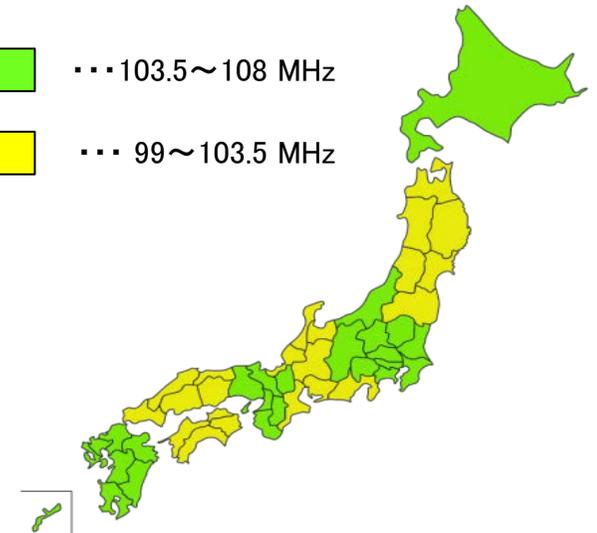
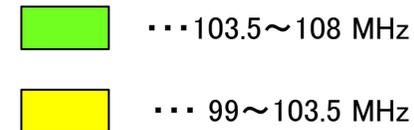
申請者の概要

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 本社所在地 | 東京都千代田区麴町 |
| (2) 設立 | 平成26年1月16日 |
| (3) 資本金 | 40億円 |
| (4) 出資者 | BIC株式会社 |
| (5) 主な事業 | マルチメディア放送の基幹放送局提供事業 |
| (6) 役員(常勤) | |

- | | | |
|---------|-------|--|
| 代表取締役社長 | 仁平 成彦 | (兼 株式会社エフエム東京
マルチメディア放送事業本部副本部長) |
| 取締役 | 小田 慎也 | (兼 株式会社エフエム東京
マルチメディア放送事業本部開発部長) |
| | 川島 修 | (兼 株式会社エフエム東京総務局技術部長) |
| 監査役 | 東 和志 | (兼 株式会社エフエム東京
執行役員グループ経営管理室長
BIC株式会社監査役) |

使用可能な周波数

- ・ 東北広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏
99MHz～103.5MHz以下
- ・ 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏、北海道
103.5MHz～108MHz以下



審査結果

以下に照らし審査した結果、いずれも適合していると認められる(主な審査結果の概要は以下のとおり。)

- ・ 電波法第7条第2項第1号(工事設計等の技術基準への適合性)
- ・ 同 第2号(周波数の割当可能性)
- ・ 同 第3号(業務を維持するに足りる経理的基礎、技術的能力の有無)
- ・ 同 第7号(基幹放送局の開設の根本的基準への適合性) 等

(1) 技術基準等への適合性

⇒ 以下の項目について審査したところ、いずれも適合しているものと認められる。

- ・ 工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性
- ・ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法第121条第1項の技術基準等への適合性
- ・ 業務を維持するに足りる技術的能力の有無
- ・ 周波数の割当可能性
- ・ 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性
(※電波の発射に条件あり)

(2) 特定基地局の開設指針への適合性

- ・ 申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月15日に総務大臣の認定を受けたもの。
- ・ 本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定(世帯カバー率等)には適合していると認められる。

(3) 業務を維持するに足る経理的基礎等の有無

○事業収支見積り

収入、支出が適切に計上されており、平成29年度に当期純利益が単年度黒字に転換し、利益剰余金が確保される計画となっている。

・売上高: 主にソフト事業者からの放送局設備供給役務料金収入を計上。

(百万円)

・営業費用: 技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等を計上。
減価償却費は主に特定基地局の整備に係るもの。

(平成31年度までの5年間で大規模・中規模局62局、小規模局133局、計195局(約176億円)を整備予定。)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
売上高	65	1,959	5,698	7,460	10,996
営業費用	1,242	2,607	3,510	3,773	4,815
営業利益	△1,177	△648	2,188	3,687	6,181
当期純利益	△1,192	△690	2,072	2,349	3,922
利益剰余金	△110	△1,302	79	2,429	6,350

(参考) ㈱VIPは、開設計画の7地域のうち、「関東・甲信越」(昨年6月予備免許)、「九州・沖縄」(昨年7月予備免許)及び「近畿」(昨年10月予備免許)については平成27年度中に放送開始を予定。また、今般免許申請する「東海・北陸」、今後免許申請予定の「東北」及び「中国・四国」については平成28年度内、「北海道」については平成30年度内の放送開始をそれぞれ見込んでいる。事業収支見積りはこのスケジュールを前提としている。

○キャッシュフロー

・5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、申請者㈱VIPの親会社であるBIC(株)から約90億円を借り入れることとしている等、期間を通して資金不足とならない計画となっている。

・また、BIC(株)においては、㈱VIPへの貸付に充てる資金として、5年間で約88億円の外部資金調達を行う計画。調達方法としては増資を優先し、不足分については銀行からの融資を受ける方向(融資検討表明書等の添付あり)。

⇒ 以上のとおり、事業収支見積り等の記載内容は、客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められる。

平成28年2月17日

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の
試験放送の業務の認定について
(平成28年2月17日 諮問第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(長谷川課長補佐、松田係長)

電話：03-5253-5799

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の 試験放送の業務の認定について

1 背景

- (1) 総務省が開催する 4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合（座長：伊東 晋東京理科大学工学部教授）において、平成 26 年 9 月に 4K・8K 推進のためのロードマップを公表し、平成 27 年 7 月に改訂した。本ロードマップでは、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送（以下「4K・8K 放送」という。）の試験放送について平成 28 年の放送開始、また、実用放送について平成 30 年の放送開始を目標としている。
- (2) 総務省では、4K・8K 放送の試験放送の実施に向けて、必要な制度整備を行い、平成 27 年 9 月 9 日に株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 矢橋 隆）に対し、衛星基幹放送試験局の予備免許を付与したところである。

[4K・8K 放送の試験放送の制度整備（基幹放送普及計画の改正）の概要]

実施主体	NHK と NHK 以外の基幹放送事業者の 2 者
実施方法	BS の 1 の周波数で、周波数分割又は時分割方式
放送時間上限	それぞれ 12 時間（1 の周波数を分割せずに利用する場合）
試験放送の期間	4K・8K の本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間

- (3) その後、総務省では、平成 27 年 10 月 30 日（金）から同年 11 月 30 日（月）までの間、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の認定申請を受け付けたところ、一般社団法人次世代放送推進フォーラム（理事長：須藤 修）から認定申請があった。また、日本放送協会（会長：靱井 勝人）から衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の認定申請があった。

2 申請概要

別紙 1 のとおり。

3 審査の概要

一般社団法人次世代放送推進フォーラムの申請については、別紙 2-1 のとおり放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 1 項の規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。

また、日本放送協会の申請については、別紙 2-2 のとおり放送法第 24 条の規定により読み替えて適用する同法第 93 条第 1 項の規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。

申請の概要

申請者	一般社団法人次世代放送推進フォーラム	日本放送協会
代表者	理事長 須藤 修	会長 榎井 勝人
基幹放送の種類	試験放送—超高精細度テレビジョン放送	試験放送—超高精細度テレビジョン放送
希望する周波数	12.03436GHz (BS-17ch)	12.03436GHz (BS-17ch)
中央の周波数		
伝送方式	高度広帯域伝送方式	高度広帯域伝送方式
スロット数 (1トランスポンダ =120 スロット)※	4K:60スロット/40スロット 8K:120スロット	4K:60スロット/40スロット 8K:120スロット
変調方式	16APSK	16APSK、QPSK
放送時間帯として希望する時間帯	[4K/8K共通] (月)10時～11時 (火)11時～12時 (水)12時～13時 (木)13時～14時 (金)14時～15時 (土)15時～16時 (日)16時～17時 ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。	[4K/8K共通] (月)11時～23時 (火)10時～11時、12時～23時 (水)10時～12時、13時～23時 (木)10時～13時、14時～23時 (金)10時～14時、15時～23時 (土)10時～15時、16時～23時 (日)10時～16時、17時～23時 ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。
放送事項	[4K/8K共通] 《テレビジョン放送》 報道(ドキュメンタリー、スポーツニュース、災害に関する情報等) 教育(趣味、生活、福祉、文化、芸術等) 教養(文化、芸術、科学、歴史、自然、紀行等) 娯楽(音楽、バラエティ、ドラマ、演芸、自然、紀行、スポーツイベント、祭等) その他(番組広報等)	[4K/8K共通] 《テレビジョン放送》 報道(ドキュメンタリー、スポーツ中継など) 教育(美術など) 教養(自然科学、伝統芸能など) 娯楽(ドラマ、音楽、スポーツ行事、演芸など)
業務開始の予定期日	平成28年12月1日	平成28年8月1日

※ 高度広帯域伝送方式に係るスロットについては、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第60条第1項において規定。

審査の結果（一般社団法人次世代放送推進フォーラム）

放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）に基づく審査の結果は以下のとおりであり、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 1 項の規定に適合するものと認められる。

審査基準	結果	
行政手続法第 5 条により公にしている放送法関係審査基準への適合性	適	審査を行った結果、以下のとおり適当なものと認められる。
1 基幹放送局設備の確保可能性 【放送法第 93 条第 1 項第 1 号】 【放送法関係審査基準第 6 条(1)】	適	申請者は、株式会社放送衛星システムが免許を受けている基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数については、現在、衛星基幹放送の業務の用に供されていないため、申請の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であるものと認められる。
別紙 1 の 2 に適合	適	下記のとおり適当であると認められる。
① 使用するトランスポンダ数を勘案した一日当たりの総放送時間が 12 時間以内であること 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (1)】	適	申請者の希望する放送時間帯は 1 日当たり 1 時間であることから、適合しているものと認められる。
② 申請者以外の者と放送時間帯が重複しないこと 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (2)】	適	申請者と日本放送協会の間で希望する放送時間帯は重複していないことから、適合しているものと認められる。
③ 申請者以外の者との間の調整のための体制 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (3)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、日本放送協会との間で必要な事項の調整をするための体制を構築する計画となっていることから、適合しているものと認められる。
④ 4 K 放送・8 K 放送のいずれも行うものであること 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (4)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、4 K 及び 8 K の試験放送を行う計画となっていることから、適合しているものと認められる。

	<p>⑤ 基幹放送事業者の別及び4K放送・8K放送の別を識別するための措置 【放送法関係審査基準 別紙1の2 (5)】</p>	適	<p>提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、申請者の略称等及び4K放送・8K放送の別を画面上に表示する計画となっていることから、適合しているものと認められる。</p>
2	<p>業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(2)(3)】</p> <p>①-ア 事業開始までの所要資金の調達見通し 【放送法関係審査基準第6条(2)ア】</p> <p>①-イ 事業開始後の継続性 【放送法関係審査基準第6条(2)イ】</p> <p>②-ア 設備維持業務を確実に実施するための体制整備 【放送法関係審査基準第6条(3)ア】</p> <p>②-イ 設備維持業務従事者の実施能力 【放送法関係審査基準第6条(3)イ】</p>	適	<p>下記のとおり適当であると認められる。</p> <p>提出されている事業計画書により審査した結果、事業開始までに要する資金を会費により調達することとしていることから、資金調達の方法については、確実かつ適正であるものと認められる。</p> <p>提出されている事業計画書、事業収支見積書等により審査した結果、超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の実施期間として想定する3年間を通じて収支均衡した資金計画となっていることから、確実性があるものと認められる。</p> <p>基幹放送設備の設備維持業務を確実に実施するための適正な要員配置及び放送設備等の管理規定の整備がなされているとともに、緊急時の連絡体制が整備されていると認められる。</p> <p>設備維持業務に従事する者は、実務経験、事業実績等からみて設備維持業務を行うに当たり必要な能力を有していると認められる。</p>
3	<p>業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合 【放送法第93条第1項第3号】 【放送法関係審査基準第6条(4)】</p> <p>① 設備の破壊又は故障に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)ア】</p> <p>② 衛星基幹放送の品質に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)イ】</p>	適	<p>提出された申請書により審査した結果、下記のとおり、電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していると認められる。</p> <p>番組送出設備の安全・信頼性に関する技術基準に適合すると認められる。</p> <p>基幹放送の品質に関する技術基準に適合すると認められる。</p>

<p>4 表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるか</p> <p>【放送法第93条第1項第4号】</p> <p>【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第8条】</p> <p>【放送法関係審査基準第6条(5)】</p>	適	<p>提出されている事業計画書により審査した結果、放送法第93条第1項第4号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条に規定する表現の自由享有基準に適合しているものと認められる。</p>
<p>5 基幹放送普及計画への適合と健全普及</p> <p>【放送法第93条第1項第5号】</p> <p>【放送法関係審査基準第6条(6)】</p> <p>【基幹放送普及計画第2】</p> <p>【放送法関係審査基準 別紙2】</p>	適	<p>下記のとおり適当であると認められる。</p>
<p>①「基幹放送普及計画」に適合</p>	適	<p>下記のとおり適当であると認められる。</p>
<p>ア 放送番組間の調和を保持(総合放送の場合)</p> <p>【基幹放送普及計画 第2-1(1)】</p>	適	<p>提出された事業計画書等により審査した結果、放送番組の編集の基準において、放送番組を相互の調和を保ちながら編成する旨が定められていること等から、適合しているものと認められる。</p>
<p>イ 教育番組の編集及び放送の条件に適合</p> <p>【基幹放送普及計画 第2-1(2)】</p> <p>【放送法関係審査基準別紙2-9】</p>	適	<p>提出された事業計画書等により審査した結果、放送番組の編集の基準において、教育番組について、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにする旨が記載されていることから、適合しているものと認められる。</p>
<p>ウ 災害に関する放送を行うこと</p> <p>【基幹放送普及計画 第2-1(3)】</p>	適	<p>提出された事業計画書等により審査した結果、災害放送に関する事項の調書において、災害放送の体制を構築し、災害に関する放送を実施する計画となっていることから、適合しているものと認められる。</p>
<p>エ 独占供給協定を締結しないこと</p> <p>【基幹放送普及計画 第2-1(5)】</p> <p>【放送法関係審査基準 別紙2-12】</p>	適	<p>提出された事業計画書等により審査した結果、週間放送番組の編集に関する事項の調書等において、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定を締結していないことから、適合しているものと認められる。</p>

オ 放送系の数の目標の充足 【基幹放送普及計画 第2-2、第3-2(3)ウ】	適	申請された基幹放送の業務は、超高精細度テレビジョン放送の実用化に向けた実証試験及び研究等のためその実施の必要性が認められるとともに、周波数事情その他の事情を勘案してもこれを認定することに特段の問題は認められないことから、適合しているものと認められる。
②「放送法関係審査基準 別紙2」の基準への適合	適	下記のとおり適当であると認められる。
ア 事業計画の実施の確実性 【放送法関係審査基準 別紙2-1】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、放送番組の具体的な調達の体制があること等から、確実に事業計画を実施することが可能なものであると認められる。
イ 放送番組の編集の適合性 【放送法関係審査基準 別紙2-2】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、策定する番組編集基準において、左記事項に関し、適正に規定されていることから、適合しているものと認められる。なお、本件申請においては、成人向け番組を実施しない。
成人向け番組の取扱い 【放送法関係審査基準 別紙2-2(1)】	適	
政治的公平 【放送法関係審査基準 別紙2-2(2)】	適	
報道は事実を曲げない 【放送法関係審査基準 別紙2-2(3)】	適	
対立意見の多角的論点 【放送法関係審査基準 別紙2-2(3)】	適	
ウ 視聴覚障害者への配慮 【放送法関係審査基準 別紙2-5】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、字幕放送を実施する計画となっていることから、適合しているものと認められる。
エ 放送番組の編集の基準の策定等 【放送法関係審査基準 別紙2-6】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた番組編集基準を策定し、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっていることから、適合しているものと認められる。
オ 放送番組の編集の基準の公表	適	提出された事業計画書等により審査した

【放送法関係審査基準 別紙 2-7】		結果、放送番組の編集の基準を定めた場合及び変更した場合には、放送法第5条第2項の規定によりこれを公表する計画としていることから、適合しているものと認められる。
カ 番組審議機関の設置 【放送法関係審査基準 別紙 2-8】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、7名以上の審議委員による番組審議機関を設置することとしていることから、適合しているものと認められる。
キ 教育番組の編集及び放送の条件に適合<再掲> 【基幹放送普及計画 第2-1(2)/ 放送法関係審査基準 別紙 2-9】	適	上記5①イに記載のとおり適合しているものと認められる。
ク 独占供給協定を締結しないこと<再掲> 【基幹放送普及計画 第2-1(5)】 【放送法関係審査基準 別紙 2-12】	適	上記5①エに記載のとおり適合しているものと認められる。
ケ 災害に関する放送を行うこと<再掲> 【基幹放送普及計画 第2-1(3)】 【放送法関係審査基準 別紙 2-14】	適	上記5①ウに記載のとおり適合しているものと認められる。
コ 個人情報の保護体制の整備 【放送法関係審査基準 別紙 2-16】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、個人情報の保護に関する事項の調書において、個人情報の保護の体制を構築し、実施要領等を定めていることから、適合しているものと認められる。
サ 試験放送の業務を行う場合の条件 【放送法関係審査基準 別紙 2-18】	適	下記のとおり適当であると認められる。
① 試験、研究又は調査の目的及び内容 【放送法関係審査基準 別紙 2-18(1)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、超高精細度テレビジョン放送の実用化に向けた実証試験、研究等を行うものであることから、適合しているものと認められる。
② 試験、研究又は調査の計画の合理性 【放送法関係審査基準 別紙 2-18(2)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、放送事業者、放送用の受信機等の製造業者等による協力を得つつ、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を実施するこ

				とができる体制を有すること等から、適合しているものと認められる。
		③ 放送番組が必要な範囲内の ものであり、他人の営業に関する 広告を含むものでないこと 【放送法関係審査基準 別紙 2- 18(3)】	適	提出された事業計画書等により審査した 結果、放送番組の編集の基準において営業 広告を行わない旨が定められていること等 から、適合しているものと認められる。
6	欠格事由		適	下記のとおり適当であると認められる。
	ア 外国性 【放送法第 93 条第 1 項第 6 号イ、ロ、ハ、 ニ、ホ】		適	申請者は、日本国の法人として設立登記 されているものであり、その特定役員の全 てが日本の国籍を有すること等から、左記 事項に該当しないと認められる。
	イ 放送法又は電波法による処罰経歴等 の有無 【放送法第 93 条第 1 項第 6 号へ、ト、チ、 リ、ヌ、ル】		適	申請者及びその役員全員について、放送 法及び電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に よる処罰経歴等はないことから、左記事項 に該当しないと認められる。

(注) 基幹放送普及計画第 2-1(4)、放送法関係審査基準別紙 2-3、別紙 2-10 及び別紙 2-11 については、審査対象に該当しないため、省略する。

審査の結果（日本放送協会）

放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）に基づく審査の結果は以下のとおりであり、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 24 条の規定により読み替えて適用する同法第 93 条第 1 項の規定に適合するものと認められる。

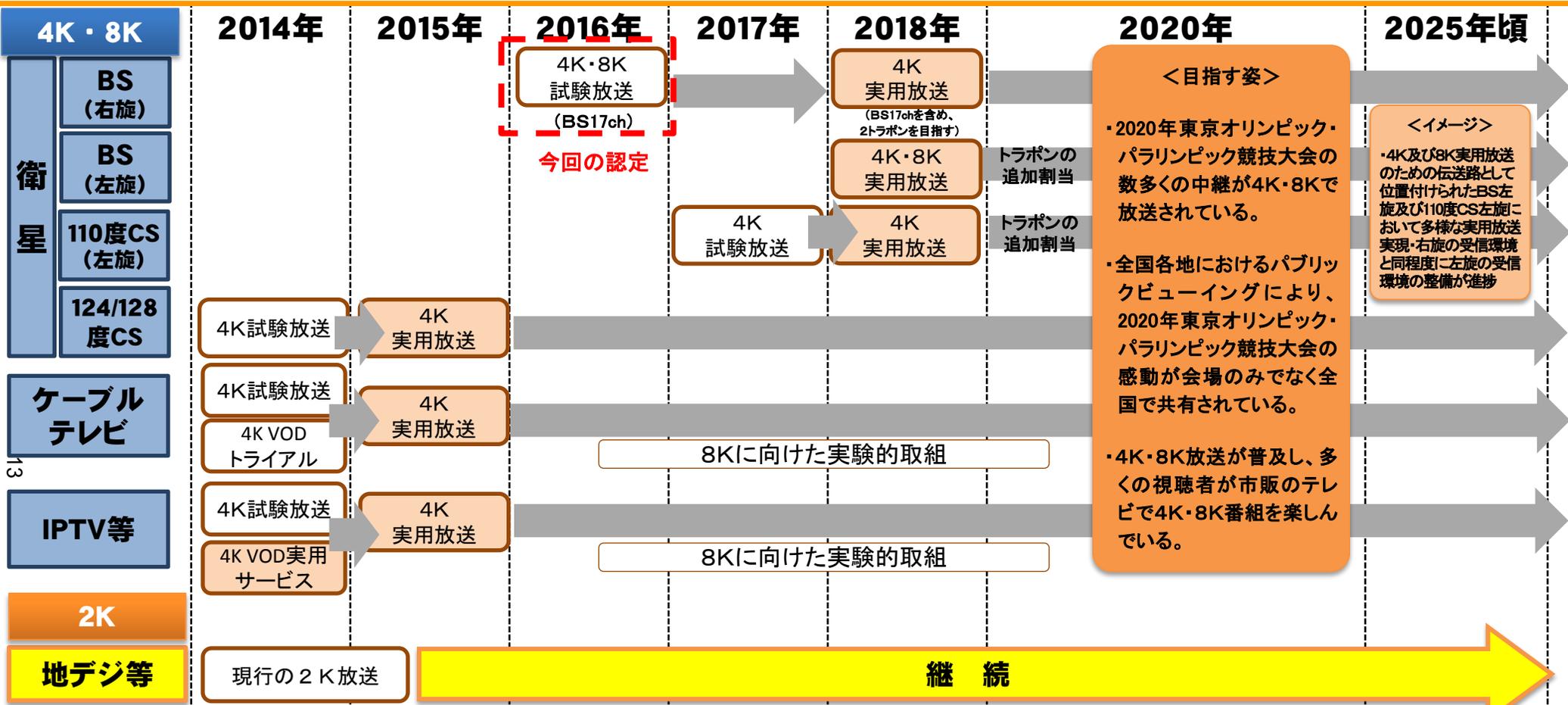
審査基準	結果	
行政手続法第 5 条により公にしている放送法関係審査基準への適合性	適	審査を行った結果、以下のとおり適当なものと認められる。
1 基幹放送局設備の確保可能性 【放送法第 93 条第 1 項第 1 号】 【放送法関係審査基準第 6 条(1)】	適	申請者は、株式会社放送衛星システムが免許を受けている基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数については、現在、衛星基幹放送の業務の用に供されていないため、申請の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であるものと認められる。
別紙 1 の 2 に適合	適	下記のとおり、適当なものと認められる。
① 使用するトランスポンダ数を勘案した一日当たりの総放送時間が 12 時間以内であること 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (1)】	適	申請者の希望する放送時間帯は 1 日当たり 12 時間であることから、適合しているものと認められる。
② 申請者以外の者と放送時間帯が重複しないこと 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (2)】	適	申請者と、同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務を行うことを希望する他の申請者の間で希望する放送時間帯は重複していないことから、適合しているものと認められる。
③ 申請者以外の者との間の調整のための体制 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (3)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務を行う他の事業者との間で必要な事項の調整をするための体制を構築する計画となっていることから、適合しているものと認められる。
④ 4 K 放送・8 K 放送のいずれも行うものであること 【放送法関係審査基準 別紙 1 の 2 (4)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、4 K

	(4)】		及び8Kの試験放送を行う計画となっていることから、適合しているものと認められる。
	⑤ 基幹放送事業者の別及び4K放送・8K放送の別を識別するための措置 【放送法関係審査基準 別紙1の2(5)】	適	提出された事業計画書等により審査した結果、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画に関する事項の調書において、放送開始時、他の超高精細度テレビジョン放送の試験放送の実施主体による放送との切り替わり時等に、申請者が実施主体であることを示す映像を放送するとともに、4K放送・8K放送の別について当該映像上にテロップで表示すること等により識別できるようにする計画となっていることから、適合しているものと認められる。
2	業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(2)(3)】	適	下記のとおり、適当なものと認められる。
	①-ア 事業開始までの所要資金の調達見通し 【放送法関係審査基準第6条(2)ア】	適	提出された事業収支見積書等により審査した結果、受信料収入等により必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであると認められる。
	①-イ 事業開始後の継続性 【放送法関係審査基準第6条(2)イ】	適	提出された事業収支見積書等により審査した結果、事業全体において、各年度ごとに合理的な収支見積りに基づいており、受信料収入等により、事業開始後の事業収支が継続的に収支均衡となる計画であることから、継続的な運営を確保するための経理的基礎はあるものと認められる。
	②-ア 設備維持業務を確実に実施するための体制整備 【放送法関係審査基準第6条(3)ア】	適	基幹放送設備の設備維持業務を確実に実施するための適正な要員配置及び放送設備等の管理規定の整備がなされているとともに、緊急時の連絡体制が整備されていると認められる。
	②-イ 設備維持業務従事者の実施能力 【放送法関係審査基準第6条(3)イ】	適	設備維持業務に従事する者は、実務経験、事業実績等からみて設備維持業務を行うに当たり必要な能力を有していると認められる。

<p>3 業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合</p> <p>【放送法第 93 条第 1 項第 3 号】</p> <p>【放送法関係審査基準第 6 条(4)】</p>	適	提出された申請書により審査した結果、下記のとおり、電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していると認められる。
<p>①設備の破壊又は故障に対する措置</p> <p>【放送法関係審査基準第 6 条(4)ア】</p>	適	番組送出設備の安全・信頼性に関する技術基準に適合すると認められる。
<p>②衛星基幹放送の品質に対する措置</p> <p>【放送法関係審査基準第 6 条(4)イ】</p>	適	基幹放送の品質に関する技術基準へ適合すると認められる。
<p>4 欠格事由</p>	適	下記のとおり、適当なものと認められる。
<p>ア 外国性</p> <p>【放送法第 93 条第 1 項第 6 号二、ホ】</p>	適	役員は全て日本人であること等から、左記事項に該当しないと認められる。
<p>イ 放送法又は電波法による処罰経歴等の有無</p> <p>【放送法第 93 条第 1 項第 6 号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル】</p>	適	申請者及びその役員全員について、放送法及び電波法（昭和 25 年法律第 131 号）による処罰経歴等はないことから、左記事項に該当しないと認められる。

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の 試験放送の業務の認定について

4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
 (注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
 (注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
 (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
 (注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

BS放送のテレビ番組のチャンネル配列図

1ch (11.72748GHz)		3ch (11.76584GHz)		13ch (11.95764GHz)		15ch (11.99600GHz)					
BS朝日	BS-TBS	WOWOW プライム	BS Japan	BS日テレ	BSフジ	NHK BS1	NHK BSプレミアム				
総合編成	総合編成	総合娯楽	総合編成	総合編成	総合編成						
(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)	(21.5)				
5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)				9ch (11.88092GHz)			11ch (11.91928GHz)		
WOWOW ライブ	WOWOW シネマ	スター チャンネル 2	スター チャンネル 3	BSアニマッ クス	ディズ ニー チャン ネル	BS11	スターチャン ネル 1	TwelV	放送大学	FOXスポーツ &エンターテ イメント	BS スカパー!
総合娯楽	総合娯楽	映画	映画	アニメ	総合娯楽 【SD】	総合編成	映画	総合編成	大学教育放送	総合娯楽	総合娯楽
(24)	(24)	(13)	(13)	(16)	(6)	(18)	(15)	(15)	(16)	(16)	(16)
17ch (12.03436GHz)		19ch (12.07272GHz)			21ch (12.11108GHz)			23ch (12.14944GHz)			
(4K・8K試験放送を実施予定)		グリーンチャンネル	J SPORTS 1	J SPORTS 2	イマジカ BS・映画	J SPORTS 4	J SPORTS 3	BS釣りビジョン	BS日本映画 専門チャンネル	Dlife	
		農林水産情報・ 中央競馬	スポーツ	スポーツ	映画	スポーツ	スポーツ	娯楽・趣味	映画	総合編成	
(48)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	

放送番組数(平成28年2月1日現在)

HD28番組 SD1番組

合計29番組

※ データ放送(1番組)、音声放送(1番組)を除く。

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送に向けたスケジュール

ハード（衛星基幹放送試験局）

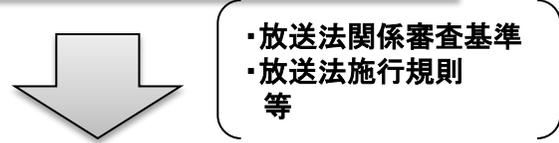
ソフト（認定基幹放送事業者）

2015年
2月～4月

ハードの制度整備

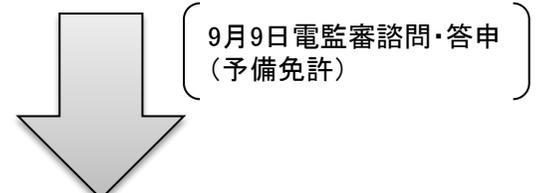


ソフトの制度整備

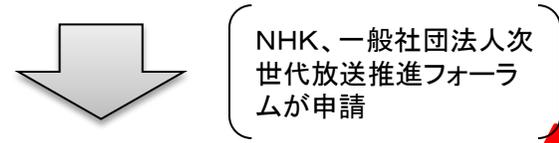


夏

ハードの免許



ソフトの公募・申請



秋

2016年
2月

BSによる4K・8K試験放送開始

今回の諮問事項
ソフトの認定



衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の制度概要

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送(4K・8K試験放送)を実施するため、基幹放送普及計画の改正を行った。

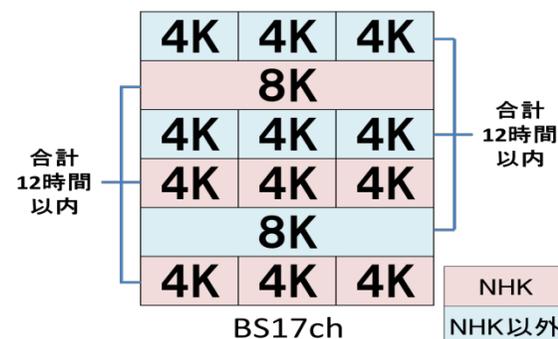
(平成27年4月8日 電波監理審議会諮問・答申、4月22日 施行)

○ 基幹放送普及計画

BSによる4K・8K試験放送の基本的な指針

実施主体	NHKとNHK以外の基幹放送事業者の2者
実施方法	BSの1の周波数で、周波数分割又は時分割方式
放送時間上限	それぞれ12時間(1の周波数を分割せずに利用する場合)
試験放送の期間	4K・8Kの本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間

4K・8K試験放送のイメージ(例)



【条文】

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内(1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内)とする。

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の実施計画の概要

試験放送の目的・内容

- ・ 超高精細度テレビジョン放送の将来の実用化に資するため、時分割方式により、4K放送及び8K放送の試験放送を実施

試験放送の実施主体間の調整体制

- ・ 試験放送の実施主体間で定例の会合を開催し、編成予定等を調整

試験放送の実施主体の別及び4K放送・8K放送の別を識別できるようにするための措置

- ・ 試験放送の実施主体の名称又はロゴマーク等及び4K放送・8K放送の別をテロップ等により表示

試験放送の実施体制等

【次世代放送推進フォーラム】

- ・ 放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者等が会員であり、関係事業者等の協力体制が確立
- ・ 受信機メーカーは、技術基準や運用規定を基に製作した受信機の動作確認等の検証を実施予定
- ・ ケーブルテレビ事業者は、4K再放送を行うために策定した技術基準や運用規定の伝送路での実験及び検証を実施予定

【日本放送協会】

- ・ 全国の日本放送協会の放送局等でのパブリックビューイングを予定
- ・ 4K・8K試験放送の有線一般放送による再放送については、可能な範囲での協力を検討

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の週間放送番組表例

	月	火	水	木	金	土	日
10時 50分	NexTV-F 4K放送	NHK 8K放送	NHK 8K放送	NHK 8K放送	NHK 8K放送	NHK 8K放送	NHK 8K放送
	NexTV-F 8K放送						
11時	NHK 8K放送	NexTV-F 4K放送	NexTV-F 4K放送	NexTV-F 4K放送	NexTV-F 4K放送	NexTV-F 4K放送	NHK 8K放送
12時							
13時							
14時			NHK 8K放送				
15時				NHK 8K放送			
					NHK 8K放送		
16時		NHK 4K放送 (※原則、月の最終週の16時台にひと月に6時間程度放送)					

・NHKと次世代放送推進フォーラム(NexTV-F)提出の申請書記載内容を元に総務省で作成
 ・1週間の放送番組の代表例を記載したもの

衛星基幹放送試験局の予備免許

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送(4K・8K試験放送)を実施するため、株式会社放送衛星システム(B-SAT)に対し、衛星基幹放送試験局の予備免許を付与した。
(平成27年9月9日 電波監理審議会諮問・答申、同日 予備免許)

[予備免許の概要]

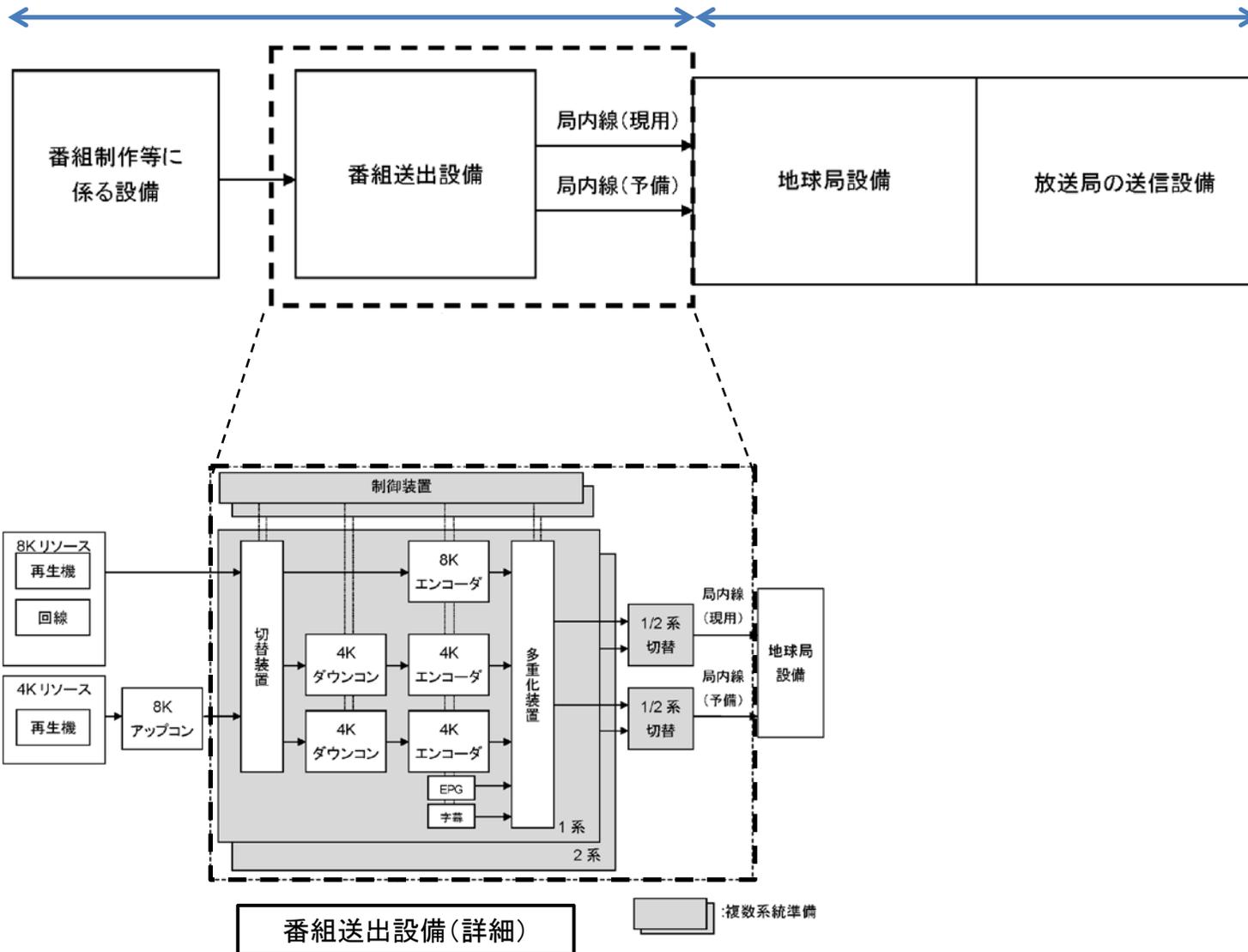
無線局の種類	衛星基幹放送試験局(1局)
免許人	株式会社放送衛星システム
識別信号	B-SATBSちょうこうせいさいどテレビジョン
無線局の目的	基幹放送用
放送事項	放送試験用
電波の型式及び周波数 空中線電力	34M5G7W 12.03436GHz 120W 最大等価等方輻射電力 1000kW 34M5D7W 12.03436GHz 90W 最大等価等方輻射電力 750kW (備考) 1秒におけるシンボル数 33.7561Mbaud 注1 この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。 注2 この周波数の使用は、国際調整の結果を遵守すること。

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について

基幹放送設備 (NHK※)

※ 次世代放送推進フォーラムはNHKの基幹放送設備を借用

基幹放送局設備 (株式会社衛星放送システム)



一般社団法人 次世代放送推進フォーラム

※略称:NexTV フォーラム
(Next Generation Television & Broadcasting Promotion Forum)

1. 目的

4K・8K、スマートテレビなど高度な放送サービスを「前倒し」で実現。
世界に先駆けて、視聴者の目に見える形で具体像を示し、需要喚起。普及を促進。

2. 業務

- ① 4K・8K、スマートテレビなど、高度な放送の試行的な実施
② 放送に必要な設備の整備、所要の技術規格の検討
③ 高度な放送に関する周知広報、国際的な情報発信

3. 沿革

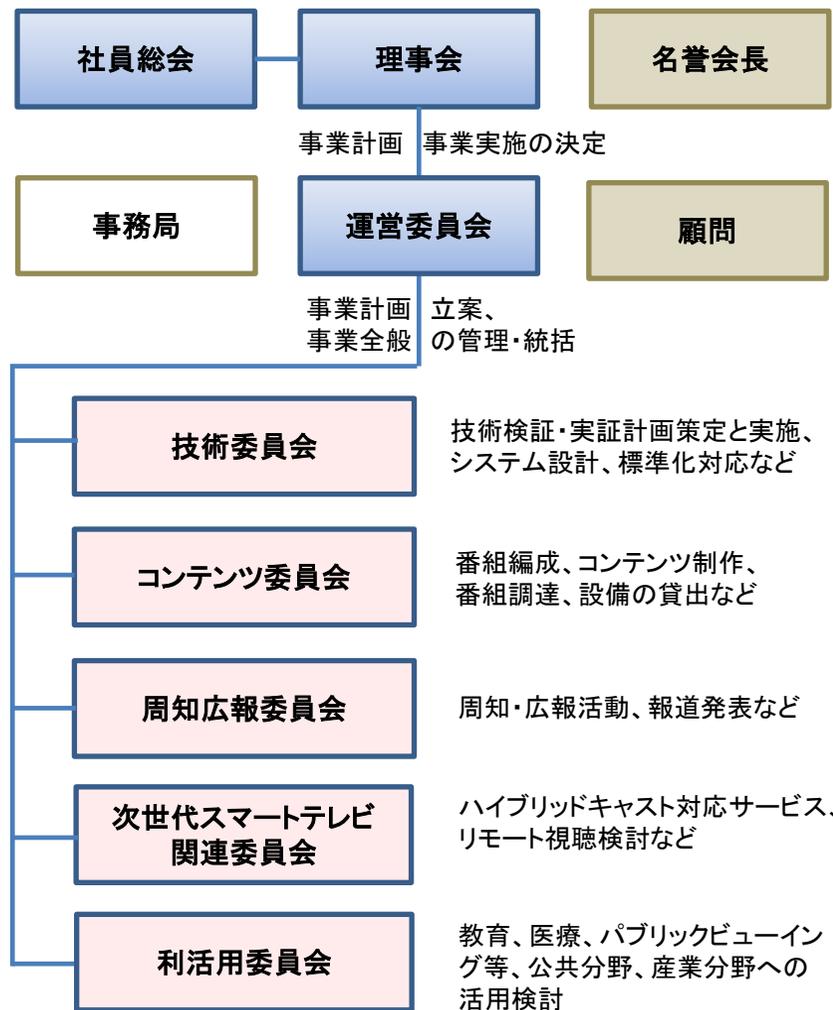
平成25年5月 2日 設立総会 (5月7日 登記)
6月17日 設立発表会
平成26年6月 2日 「Channel 4K」開局
平成28年3月31日 「Channel 4K」終了予定

4. 構成

(敬称略)

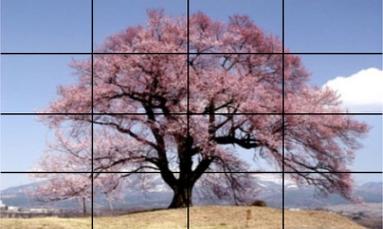
名誉会長	内山田 竹志	日本経済団体連合会 産業技術委員長・情報通信委員長
理事長	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
顧問	鈴木 陽一 伊東 晋 村井 純	東北大学情報シナジー機構長・電気通信研究所教授 東京理科大学理工学部教授 慶應義塾大学環境情報学部長・教授
社員 <81>	理事社 *設立時 社員 <21>	日本放送協会、日本テレビ放送網、TBSテレビ、フジテレビジョン、 テレビ朝日、テレビ東京、スカパーJ SAT、WOWOW、東北新社、 ジュピターテレコム、ソニー、東芝、パナソニック、シャープ、日本電気、富 士通、NTT、KDDI、ソフトバンクBB、住友商事、電通
	上記 以外の 社員 <60>	アクトビラ、AFP通信、NHKメディアテクノロジー、LG Electronics Japan Lab、共信 コミュニケーションズ、サムスン日本研究所、ジャパンケーブルキャスト、スター・ チャンネル、住友電気工業、デジオン、日本デジタル配信、博報堂DYメディアパート ナーズ、ピクセラ、富士フィルム、放送衛星システム、ワールド・ハイビジョン・チャン ネル (平成25年11月入社) ブラットイーズ、三菱電機 (平成25年12月入社) 名古屋テレビ放送 (平成26年 2月入社) アイ・オー・データ機器、池上通信機、関西テレビ放送、キャノン (平成26年 4月入社) イマジネーションテクノロジーズ、NTTぷらら、朝日放送、営電、sMedio、ケイ・オ プティコム、計測技術研究所、CBCテレビ、テレビ大阪、東京現像所、ナックイメー ジテクノロジー、BOEジャパン、日立国際電気、毎日放送、読賣テレビ放送、ローデ シュワルツ・ジャパン (平成26年 6月入社) ACCESS、東海テレビ放送、ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ、メディア グローバルリンクス、東京メトロポリタンテレビジョン、ミハル通信、釣りビジョン、 スペースシャワーネットワーク、イマジカ・ロボットホールディングス (平成26年 9月入社) 中京テレビ放送、インターネットイニシアティブ、NHKエンタープライズ、ネクシオ ン (平成26年11月入社) 朋栄、三友、ウォルト・ディズニー・ジャパン (平成27年 4月入社) NHKアイテック (平成27年 7月入社) アストロデザイン (平成27年 7月入社) NHKエデュケーショナル、キュー・テック (平成27年10月入社) Dolby Japan (平成27年12月入社)

5. 組織



【参考】4K・8Kについて

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	テレビ (HDTV: 地デジ等)
4K	<p>2Kの4倍</p>  <p>約800万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	実用放送(CS放送、 ケーブルテレビ等) ・映画・VOD (デジタル制作・配信)
8K	<p>2Kの16倍</p>  <p>約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	試験放送 (2016年開始予定)

【参考】4Kサービスの推進状況

2014年

- 6月 次世代放送推進フォーラム等が衛星放送（CS）、ケーブルテレビ、IPTVにおいて**4K試験放送**を開始。
- 10月 NTTぷららが4KVODサービスを開始

2015年

- 3月 スカパーJSATが124/8CS放送により**4K実用放送**を開始
- 4月 スカパーJSATがIPTV等により**4K実用放送**を開始
- 5月 ジュピターテレコムが4KVODサービスを開始
- 11月 NTTぷららが**4K実用放送**を開始
- 12月 ケーブルテレビによる**4K実用放送**を開始

2016年

- 年内 NHK及びNHK以外の基幹放送事業者が衛星放送（BS：衛星セーフティネット終了後の空き周波数[BS17ch]）において**4K・8K試験放送**を開始予定

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（基幹放送業務の認定の特例）

第二十四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（第四号、第五号及び第六号（イからハまでに係る部分に限る。）を除く。）」とする。

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（１）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（２）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合とし

て総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（二に該当する場合を除く。）

(1) イからハまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法 に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使

用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間)とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

○ 基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）抜粋

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1)～(3) 略

(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア～ウ 略

エ 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内(1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して

使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内) とする。

オ 略

2・3 略

平成28年2月17日

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
放送法関係省令等の整備について
(平成28年2月17日 諮問第5号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(松本課長補佐、島津主査、櫻井係長)

電話：03-5253-5424

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う 放送法関係省令等の整備について

1 背景

総務省では、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）や「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及発展に向けてー」（平成26年12月情報通信審議会答申）等を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下「改正法」という。）案を第189回通常国会に提出し、平成27年5月22日に公布されたところである。

本件は、改正法の施行等に伴い必要となる放送法関係省令等の規定を整備するものである。

2 改正の概要

（1）説明義務等に係る規定の整備

有料放送事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に課せられている説明義務について、以下の規定等を整備する。

- ・ 適合性の原則 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第175条】

（2）契約書面の交付義務に係る規定の整備

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下「改正法」という。）では、有料放送事業者に対し、契約が成立した際の遅滞ない契約書面の交付を義務付けしたところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

- ・ 書面の記載事項 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第175条の2】
- ・ 書面交付義務の適用除外となる場合 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第175条の2】
- ・ 情報通信技術を利用する交付の方法
【放送法施行規則第175条の2】

（3）初期契約解除制度に係る規定の整備

改正法では、受信者が契約締結書面受領後等から8日間は、相手方（有料放送事業者）の合意なく契約解除できるように規定したところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

- ・ 初期契約解除制度の対象となる有料放送役務の指定 ≪諮問事項≫

【放送法第 150 条の 3 第 1 項各号の有料放送の役務を指定する件の告示（新設）】

- ・ 初期契約解除制度の適用除外となる場合 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第 175 条の 3】
- ・ 初期契約解除についての不実告知後の書面交付の記載事項等 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第 175 条の 3】
- ・ 初期契約解除時に対価請求可能な額 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第 175 条の 3】

(4) 勧誘継続行為の禁止に係る規定の整備

改正法では、有料放送事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思等を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

- ・ 勧誘継続行為の禁止の適用除外となる行為 ≪諮問事項≫
【放送法施行規則第 175 条の 4】

(5) 媒介等業務受託者（代理店）の監督制度に係る規定の整備

改正法では、有料放送事業者に対し、媒介等業務受託者（代理店）への指導等の措置を行うことを義務付けたところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

- ・ 指導等の措置内容
【放送法施行規則第 175 条の 5】

3 施行期日

平成 28 年 5 月 21 日

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う 放送法関係省令等の整備について

平成28年2月

総務省情報流通行政局放送政策課

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法、電波法と併せて、放送法の改正を実施(平成27年5月22日公布)。
- 放送法では、有料放送サービスの受信者の保護のため、①書面交付義務、②初期契約解除制度、③不実告知等の禁止、④勧誘継続行為の禁止、⑤代理店に対する指導等の措置について、新たな規定を整備。
- これらの新たな制度は、平成28年5月21日に施行予定。

■ 提供条件の説明義務 (放送法第150条)

有料放送事業者及びその代理店に対し、契約の締結に際し、提供条件の概要の説明を義務付け(平成22年放送法改正により導入)

■ 初期契約解除制度 (改正放送法第150条の3)

料金等が複雑で理解が困難といった特性がある有料放送サービスについて、受信者は、有料放送契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 不実告知等の禁止 (改正放送法第151条の2第1号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 書面交付義務 (改正放送法第150条の2)

契約の締結後に、受信者が個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

■ 苦情等処理義務 (放送法第151条)

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、受信者からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理することを義務付け(平成22年放送法改正により導入)

■ 勧誘継続行為の禁止 (改正放送法第151条の2第2号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置(改正放送法第151条の3)

代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

○ 今回は、**改正放送法の施行に必要な省令改正等**について諮問するもの。

○ **諮問する省令・告示案の名称**

1. 放送法施行規則の一部を改正する省令案

2. 放送法第一百五十一条の三第一項各号の有料放送の役務を指定する件(告示案)

1. 説明義務の充実

説明義務の概要

- **有料放送事業者及び媒介等業務受託者**(代理店)は、受信者と契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、**料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない**(平成22年改正により導入)。

省令等の規定事項

(施行規則第175条)

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
(1)説明事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の説明事項(有料放送役務の内容、料金、料金割引の条件、解約条件等)に加え、以下の事項等を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 初期契約解除制度に関する事項(当該制度が適用される場合) ・ 有料放送管理事業者が契約の締結の媒介等を行う場合には、説明事項のうち有料放送事業者の氏名又は名称及び連絡先等に代えて、有料放送管理事業者の氏名又は名称及び連絡先等について説明を行うことができる。 ・ 契約の自動更新がされようとする場合は、事前に、自動更新しようとする旨、契約の期間や違約金の額などを受信者に通知させる。
(2)適合性原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供条件の説明は、受信者の知識、経験、契約の締結の目的に照らして、受信者に理解されるために必要な方法・程度によることが必要である旨(適合性原則)を規定する。
(3)適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人その他の団体と営業目的(非営利組織の場合は事業目的)で締結する契約(法人契約)について、説明義務の適用を除外。 ・ 受信設備の数の変更契約、放送番組(チャンネル)の変更・追加契約について、説明義務の適用を除外。 ・ その他、現行省令を踏襲し、都度契約、事業者申出により受信者に不利とならない変更をする契約等について適用を除外。

諮問事項

諮問事項

諮問事項

2. 書面の交付義務の導入

法改正の概要

- 有料放送事業者に対し、契約が成立したときは、遅滞なく、**契約書面の交付***を義務付ける。

※ **契約書面の交付**：受信者の明示的な承諾がある場合には、電磁的方法による交付も可能。

省令等の規定事項

(施行規則第175条の2)

諮問事項 (1) 書面の記載事項

- 1) 契約を特定するに足りる事項
(契約の成立年月日、受信者の氏名・住所等)
- 2) 説明義務における説明事項
(有料放送役務の内容・料金等)
- 3) 料金の支払時期・方法等
- 4) サービス提供の開始予定時期等
- 5) オプションサービス(付随する有償継続役務)の内容を明らかにする名称、料金、変更・解除の条件等
- 6) 初期契約解除制度に関する事項
 - ・契約解除できる期間
 - ・書面送付の宛先住所など、標準的な手順
 - ・契約解除に伴い受信者が支払う金額の算定方法
 - ・契約解除に伴い解除されない付随契約がある場合は、その旨及び解除に関する事項等
- 7) 契約書面の内容を十分に読むべき旨

加えて、左欄の場合は、右欄の事項が明らかにされていることが必要

他の契約を条件として料金が減免される場合

減免期間経過前後の総支払額の算定方法(図示)

料金の減免に相当する経済的利益等(キャッシュバック等)を提供する場合

経済的利益の内容、当該利益の提供に条件がある場合はその条件 等

(2) 有料放送管理事業者に係る特例

諮問事項

有料放送管理事業者が契約の締結の媒介等を行う場合には、**書面記載事項のうち有料放送事業者の氏名又は名称及び連絡先等に代えて、有料放送管理事業者の氏名又は名称及び連絡先等を記載することができる。**

ただし、この場合は**有料放送事業者の氏名等をウェブサイト上で閲覧するために必要なURL等を併せて記載する必要がある。**

(3) 変更・更新契約の場合の書面交付

諮問事項

変更・更新契約については、**変更の内容等を記載した書面を交付。**

(4) 書面交付義務の適用除外となる場合

諮問事項

- 1) **法人契約、都度契約、受信設備の数の変更契約、放送番組(チャンネル)の変更・追加契約等(☞説明義務の適用除外)の場合**
- 2) **初期契約解除制度が適用されない契約について、契約締結前に書面を交付した場合**

(5) 書面を電子交付するための電磁的方法

電子メールやウェブサイト等の方法を規定する。

3. 初期契約解除制度の導入

法改正の概要

- 受信者は、**契約締結書面受領後等から8日間**は、相手方(有料放送事業者)の合意なく**契約解除**できる。また、本初期契約解除制度の規定に反する**特約は無効**とする。

省令等の規定事項

(1) 対象サービス (有料放送の役務を指定する告示)

諮問事項

- ① 移動受信用地上基幹放送
- ② 衛星基幹放送
- ③ 衛星一般放送
- ④ 有線一般放送



(2) 契約解除時に対価請求可能な額

(施行規則第175条の3)

諮問事項

① 書面解除までのサービス提供の対価

② サービス提供に必要な工事(実施済の工事)に現に要した費用の額

③ 契約の締結のために現に要した費用(いわゆる事務手数料)の額

※ ②、③については、有料放送事業者がこれらの額の算定方法をあらかじめ契約約款等に定め、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に限る。

(3) 初期契約解除の適用除外となる場合（施行規則第175条の3）

諮問事項

対象サービスであっても、初期契約解除が適用されない場合

1) 書面交付義務の適用がない場合

（法人契約、都度契約、受信設備の数の変更契約、放送番組（チャンネル）の変更・追加契約等の場合）

2) 受信者に不利でない変更・更新契約の場合

3) 変更・更新契約の場合で、料金等に変更がないとき

（料金等の変更があったときは、初期契約解除の対象）

(4) 初期契約解除についての不実告知後の書面交付の記載事項等（施行規則第175条の3）

諮問事項

- ・ 有料放送役務の名称等のほか、当該書面を受領した日から8日間初期契約解除ができる旨を記載すべきこと等を規定

4. 勧誘継続行為の禁止

法改正の概要

- 有料放送事業者・代理店に対し、**勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思**(契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含む。)を表示した場合、**勧誘を継続する行為を禁止**する。

省令の規定事項

(施行規則第175条の4)

諮問事項

省令の規定事項	省令の規定(案)
(1) 勧誘継続行為の禁止 の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none">・ 法人契約の締結を勧誘する行為・ 軽微な変更を勧誘する行為

法改正の概要

- 有料放送事業者に対し、媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するため、代理店への指導等の措置を行うことを義務付ける。

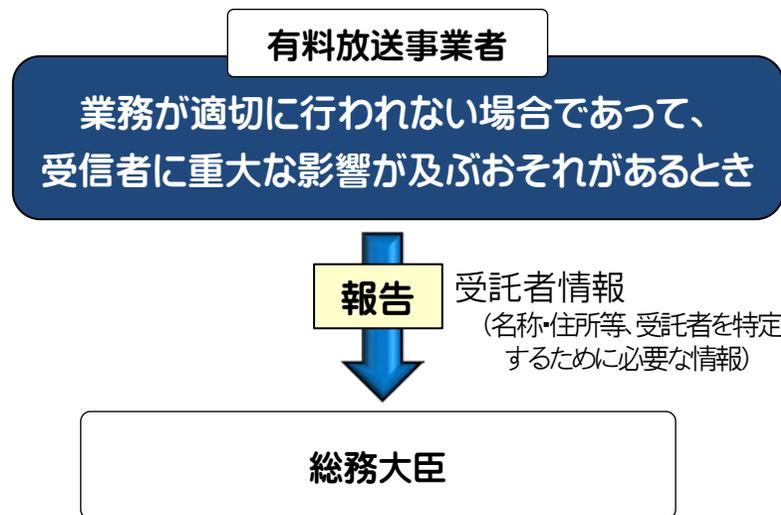
省令の規定事項

（施行規則第175条の5）

(1) 有料放送事業者は次の各措置を講じる必要

- ①媒介等業務(以下「業務」)を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置
- ②業務の実施状況を監督する責任者の選任
- ③業務マニュアル(適切な誘引の手段に関する記載を含む)の作成、研修の実施等
- ④業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等
- ⑤受信者からの苦情の適切かつ迅速な処理
- ⑥業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等
- ⑦各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

(2) 有料放送事業者の報告義務



※ 報告された受託者情報を必要な場合に他の事業者等に提供することも検討

(3) 有料放送管理事業者に委託する場合の特例

- ・ 有料放送事業者が有料放送管理事業者に対し媒介等業務を委託した場合は、有料放送事業者は、有料放送管理事業者との間で、有料放送管理事業者が代理店の指導等の措置を行う旨の契約を締結すれば足りる。

※ これに併せて、有料放送管理業務に係る措置義務（施行規則第182条）において、上記（1）及び（2）と同等の措置を明記

○ 諮問する関係省令等については、**昨年11月25日～12月24日に意見募集**を実施。

○ 意見募集の概要

1. 意見募集期間

平成27年11月25日～平成27年12月24日

2. 提出意見者数

- ・ 個人 3者
- ・ 法人・団体 14者 計17者

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、株式会社倉敷ケーブルテレビ、一般社団法人日本民間放送連盟、姫路ケーブルテレビ株式会社、YOUテレビ株式会社、株式会社シー・ティー・ビー・エス、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人衛星放送協会、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、KDDI株式会社、九州通信ネットワーク株式会社、株式会社ジュピターテレコム

	主な意見	考え方(案)
全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の制度整備案は、概ね妥当。 ・ 法改正による新制度に対応するため、新制度の施行前に、丁寧な周知・説明をお願いします。 ・ 新制度の導入以降は、有料放送事業の実情及び事業者の考え方を十分に踏まえた運用を要望する。 <p>【(一社)日本民間放送連盟、(株)シー・テ・イー・ビー・エス、日本テレビ放送網(株)、(一社)衛星放送協会、個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承る。 ・ 現在、説明会を全国で開催中であり、引き続き丁寧な周知・説明に努める。また、今回の受信者保護規律等を解説したガイドライン案を、事業者意見等を考慮に入れつつ、策定。 ・ 新制度導入後の運用に関する御意見は、今後の参考意見として承る。
説明義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適合性の原則を踏まえた説明方法の具体的な優良事例や不適切事例をガイドラインに記載すべき。 <p>【九州通信ネットワーク(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案では「適合性の原則」に係る具体的な優良事例・不適切事例について記載。
書面交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が適切に対応できるよう、書面の記載・交付の方法の優良事例も含め、書面に最低限記載すべき事項等についてガイドラインで記載されることを要望。 <p>【九州通信ネットワーク(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン案では、書面の見本例の掲載等により、記載事項及び記載・交付方法について解説。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様と事業者との理解に齟齬が生じる可能性が極めて少ない「法人契約」「都度契約」「受信設備の数の変更契約」「放送番組(チャンネル)の変更・追加契約」等について、適用除外と定められたことは、実際の運用を理解いただいたものとして賛同。 <p>【(株)ジュピターテレコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承る。

	主な意見	考え方(案)
初期契約解除制度	<ul style="list-style-type: none"> 初期契約解除制度の濫用防止のための配慮を願う。 【(株)シー・ティー・ビー・エス】 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン案では、正当な理由がある場合は、有料放送事業者が役務提供を一定期間留保等しても役務提供義務違反とならない旨記載。
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者間の公平性の確保やルールの濫用防止の観点等から、サービス利用料、工事費、手数料等を事業者が対価請求できるものとする事について賛同。 【(株)ケイ・オプティコム、(株)ジュピターテレコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承る。
勧誘継続行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 勧誘継続行為の禁止に関するガイドラインを作成する際は、業界団体の自主基準に沿った内容(利用者が再勧誘を拒否する旨を示したときは、当面の間、勧誘をしてはならない)にしたい。 【(株)ケイ・オプティコム】 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の点についてはガイドライン案に記載されているところであるが、慎重に対処することが重要。 ある一定期間後に同様に勧誘を行う場合は、相手方の意思確認を行うことが適切。
代理店指導	<ul style="list-style-type: none"> 代理店独自のオプションは、電気通信事業者での把握が困難なことから、代理店指導措置での対応が適切と考える。 【九州通信ネットワーク(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承る。 省令案において有料放送事業者が代理店に対し、マニュアル等を作成・配布することを規定。 またガイドライン案では、代理店が独自のオプションを提供する場合、その内容を記載した書面交付等についてマニュアル等に定めることが必要である旨を記載。
経過措置に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> 書面交付義務等新たに導入される規律・制度について、システム開発等のため施行日までの期間では改正法令を遵守できる体制が整わないため、施行後半年又は1年間の猶予を頂きたい。 【(一社)日本ケーブル連盟、(株)倉敷ケーブルテレビ、姫路ケーブルテレビ、(株)YOUテレビ(株)、九州ネットワーク(株)、(株)ベイ・コミュニケーションズ、(株)ジュピターテレコム、(株)ケイ・オプティコム、KDDI(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 書面交付義務等は、改正法の公布後1年以内の施行が法定されているものであり、これを省令により包括的に延期することは法制上困難であるとともに、有料放送分野においては消費者保護ルールを速やかに導入することが重要であると考えている。